

原規規発第 2010156 号
令和 2 年 1 0 月 1 5 日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子炉安全専門審査会への指示について (通知)

原子力規制委員会設置法 (平成 2 4 年法律第 4 7 号) 第 1 4 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

- 1 . 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 2 . 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原規規発第 2010156 号
令和 2 年 1 0 月 1 5 日

核燃料安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

核燃料安全専門審査会への指示について (通知)

原子力規制委員会設置法 (平成 2 4 年法律第 4 7 号) 第 1 8 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

- 1 . 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 2 . 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 3 . 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。